

北九州市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針

公共施設等の整備等を効率的かつ効果的に進めるため、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえ、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討指針を次のように定める。

1 総則

(1) 目的

本指針は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 定義

本指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

ア 優先的検討 本指針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

イ 公共事業評価 「北九州市公共事業評価システム要綱」に基づき実施される、公共事業の評価

(3) 対象とする手法

本指針の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

ア 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

BTO 方式（建設 Build－移転 Transfer－運営等 Operate）、BOT 方式（建設 Build－運営等 Operate－移転 Transfer）、BOO 方式（建設 Build－所有 Own－運営等 Operate）、DBO 方式（設計 Design－建設 Build－運営等 Operate）、RO 方式（改修 Renovate－運営等 Operate）等

イ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

BT 方式（建設 Build－移転 Transfer）、民間建設借上方式 等

2 優先的検討の対象とする事業

次の（1）及び（2）に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

(1) 市が実施主体となる建築物又はプラントの整備等に関する公共施設整備事業

(2) 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

(3) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

ア 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

イ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

ウ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

3 優先的検討の実施時期

市が事業主体となって実施する新たな公共施設等の整備等を行うにあたり、基本計画を策定する前までに民間の資金や経営能力等を活用するための優先的検討を開始するものとする。

なお、優先的検討の結果を公共事業評価へ反映させるため、公共事業評価における一定規模以上の公共事業で実施段階の経費を新たに予算化する前までに行う評価（「事前評価2」）までには検討を完了させておくものとする。

4 検討方法

(1) 費用総額の比較による簡易な評価

優先的検討を行うにあたっては、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP/PFI手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、PPP/PFI手法の導入の適否を評価するものとする。

- ア 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- イ 公共施設等の運営等の費用
- ウ 民間事業者の適正な利益及び配当
- エ 調査に要する費用
- オ 資金調達に要する費用

なお、PPP/PFI手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、民間事業者への意見聴取を踏まえた評価等、公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

(2) 詳細な検討

上記の簡易な検討において PPP/PFI手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP/PFI手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、PPP/PFI手法の導入の適否を評価するものとする。

5 評価結果の公表

検討結果については、北九州市公共事業評価事前評価調書（事前評価2）の評価結果「3事業の経済性・効率性・採算性」の項目にて公表するものとする。

優先的検討のプロセス

